

渋谷区地域福祉活動計画（第3期）素案に関する

パブリックコメント実施結果

1 実施期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月4日（木）まで

2 提出件数

意見総数：3件（2人） 提出方法：持参及びGoogleフォーム

3 提出された意見及び社協の考え方

(1) 「障がい者相談支援機能強化」について

No.	意見の内容	社協の考え方
1	<p>2022年10月末、私は近隣の顔見知りの女性が辛そうに蹲(うずくま)っているところを声かけし、その後、彼女からの依頼もあって、地域包括センターや病院や買い物等、私にできることは引き受け・・・数ヶ月が瞬く間に過ぎ去ったところで……『渋谷区報』2023年1月1日号掲載「地域の話し合いの場」、「住民同士の支え合い」無理なく取り組めることは何かを探す」を拝見し、関心を持ち参加、2023年2月1日の説明会から参加しています。</p> <p>上記話し合いは、渋谷区社会福祉協議会や渋谷区、地域包括センターのスタッフ、民生委員の方、「せせらぎ」地域にお住まいで当地域の歴史をつくって来られた方々が参加し、これまでの活動が話し合われ、何も知らなかった私は目から鱗、励まされながら1年が経ちました。</p> <p>2023年11月末には「地域の話し合いの場交流会」が開かれ、それがホームページに掲載されていることも知らされ、標記(素案)の意見募集についても知らされ、この際、私も意見を提出したい気持ちになりました。日頃、当地で組織的に活動をしていない私ですが...</p> <p>上記話し合いに参加し(素案)を拝見し、まず感じたことは、心優しい社協のスタッフの方々のご努力はたいへんなもの、日頃私どもが気になっている解決が難しいような問題を精力的に取り組まれていることに感動いたしました。心から感謝申し上げます。</p> <p>そこで、下記意見を申し上げる次第です。</p> <p>「2023年度より、区内11カ所の地域包括支援センターで、高齢・障がい分野の相談を一体的に受け付けて」おられ、「関係機関同士で共通理解がとれていないことが課題」とありますが、お互いの経過と(障がいの)個性が尊重され「みんな違ってみんないい」の気持ちで、互いがお互いを認め合う方向で、急がず焦らず取り組んでいくことを要望いたします。</p> <p>(私は、2004年から「新宿区交通バリアフリー基本構</p>	<p>関係機関と連携強化し、共通理解を得ていく旨計画へ反映するため、P16「現状と課題、その対策取り組み内容 1」の最終文に「関係機関と連携強化を図ってまいります。」を追記しました。</p>

<p>想協議会公募委員」、2007年からは「茨城県土浦市バリアフリー基本構想策定委員」等にかかわって、障がい者とともに活動をすすめてきましたが、障がい者は1960年頃から国際障害者年の活動や、裁判含めて国にたいする活動は半端じゃないものと感じています。そう簡単に高齢者との「共通理解が得られる」とは考えられません。そんななかで国は、65歳を契機に高齢者と障がい者の「共生型サービス」をすすめています。そこで働くスタッフの方々含め、現場の課題多く存在し、それを一つ一つ互いが納得するよう、その環境を整えながら丁寧に解決されなければならないと思います。)</p>	
---	--

(2) 「生活支援体制整備事業」について

No.	意見の内容	社協の考え方
2	<p>この意見要旨冒頭でも書きましたが「8生活支援体制整備事業」について、36頁で「地域福祉課」が書かれた通りで、この一年間参加させて頂いている私は、スタッフの皆様へ感謝の気持ちでいっぱいです。担当者の方々はみな献身的で、毎回の板書は抜群、友人知人に報告するのにとっても役立っておりますし、司会・進行を担ってくださっているスタッフの一言ひとことも心にと響きます。これまでの流れは異議なしですが、時々解説なされる「地域共生社会」の内容に疑問を持っています。</p> <p>2016年7月、当時の塩崎厚生労働大臣をトップとした『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置され、細かな行程表も出されて、コロナで中断したようですが、厚生労働省委託「三菱UFJリサーチ&コンサルティング」主催の数年間にわたる全国大集会や、これと同時期になされた、国の責任回避&住民責任へ転嫁する「社会福祉法」第4条2項新設、福祉職員の専門性を根本から覆しかねない「共生型サービス」の、とりわけスタッフ資格履修機関の短縮等、現場で働く関係者と利用者らの丁寧な議論と検証が慎重になされなければ、高齢者も障がい者も、子どもも、その生活と権利が守れない状況になること益々大と感じています。</p> <p>やはり厚労省の補助金で開催された「三菱UFJリサーチ&コンサルティング」の研修会でしたが、「人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点」から、高齢者・障がい者・子どもすべてを(十文字に建てられた建物で、真ん中に三者をスタッフが見守る)事例が紹介されていました。高齢者・障がい者・子どもたちが互いに助け合うことを期待しているようでしたが、ここまでやれば働いているスタッフも利用者も堪ったものではありません。</p> <p>地域共生社会が目ざす助け合い・支え合いは必要ですが、憲法25条2項との関係で、国がどのような責任の果たし方をするのか、国による一定の枠組みや人的・財</p>	<p>地域共生社会に対する考え方も多様であると思います。社会福祉法第4条の2項につきましては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」となっておりますので、当協議会では、「地域共生社会」を広い意味から互いに「つながり支えあう」地域や社会を共に創っていくという概念的観点で捉えて計画に載せております。渋谷区が策定した地域福祉計画と今回の地域福祉活動計画は連携して策定・実施しているところでもありますので、ご理解いただきたくお願いいたします。</p>

政的措置、運営基準や実施について、国の責任が明確にされてない現状があります。そんななかで、今の取組の主体が住民とされていますが、これは国や自治体の責任や公的支援を縮小し、住民の活動に移し替える「互助」の制度化を推進していく……。当時の塩崎厚生大臣も住民の意識に訴え住民の意識改革によって地域のボランティア活動が活発になることを期待するだけの「地域共生社会「構想」でした。

今後私たちの地域、現場は、就業年齢の高齢化や専業主婦の減少、子世代の晩婚化、親世代の高齢化等々により、地域活動の担い手は少なくなっていく。その上、多くの人びとが苦しい生活を強いられているのが現状です。こうしたなかで要介護者や障がい者の支援が地域住民に押しつけられれば、やまゆり園事件の容疑者のような「障がい者は社会のお荷物」といった意識が広がってしまいます。地域が疲れてしまうことも心配ですし、社会福祉は壊滅してしまいかねません。

私たち住民も地域で取り組んでいかなければなりません。地方自治体からも、国に対し、憲法 25 条 2 項との関係で、「社会福祉に対する国の責務を明確にし、国による一定の枠組みや人的・財政的措置、運営基準」等々、その実現を強く要望して欲しいです。

とくに、障がい者にとって 64 歳までのサービス量に比べ、65 歳からのサービス量は介護保険適用で激減し、自己負担も増えているのが実情です。先の 22 頁からの問題でもありますが、この改善がないまま、同一事業所でサービスが受けられるメリットを強調されても当事者の納得は得られません。国が「地域共生社会」をすすめる先には、「共生型サービス」導入があり、介護保険法と障害者総合支援法の統合がめざされ、その第一歩であると考えられます。

くり返しになりますが、「地域共生社会」は社会保障等の公的サービスを縮小したところに、その代替として地域住民に地域課題解決責任を押し付けるものという他ありません。第二次世界大戦に至る「隣組制度」としての「地域共生社会」のようにも感じられます。

私は今年 84 歳になりますが、戦後の小・中・高において「新しい憲法の話」の授業において、また社会科の授業のなかで、「戦争の国でなく社会福祉の国」をみます。「人権としての社会保障・社会福祉」を確立する。人を殺し建物や環境を壊す戦争は 2 度と繰り返してはならないこと学んできました。これを引き継いで欲しいと心から願っています。

(3) その他

No.	意見の内容	社協の考え方
3	<p>福祉の管轄に「こども」が入っていないのから脱却してください。「教育」の視点だけでは自由意志で力強く生き抜くこどもを増やせません。上から「教える」ではなく、「伴走し、教えてもらう」姿勢が必要で、それを実践しようとするのは福祉のカテゴリーの人々のほうが多いと思います。区政にもそこをサポートする窓口が欲しいです。</p> <p>こどもに関わるサポートを教育分野の人に任せない。もしくは、教育と福祉の交わる部署を作り、どちらにも通ずる人を増やす。これは議会の委員の形にも言えることです。</p> <p>議員さんもこどものことは「文教がやるもの」みたいに分けられているように思います。福祉的視点(保育の観点ではなく、もう少し上の年齢で、こども自身が苦しむほうのサポートです。)を、こども周辺に加えてください。目に見える形で施策に組み込んでいただきたいです。</p>	<p>福祉と教育の連携については、重要な視点であると考えております。地域福祉コーディネーターは分野を超えた横断的な視点を持って支援を行うよう事業を展開しておりますので、特に福祉と教育の連携強化を図る旨計画へ反映するため、P10「現状と課題、その対策取り組み内容2」の9行目に「また子ども家庭スクールサポート委員会への出席等、教育関係機関との連携も強化し」を追記しました。</p>

高齢者、介護、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といった各分野の相談支援体制を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的相談支援・地域づくり支援を進めます。また、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対しては、積極的なアウトリーチ(注1)活動を行い、既存制度では対応できない狭間のニーズ(注2)に対しては、地域における社会資源(注3)等を活用し、開発することで社会とのつながり作りに向けた支援等を行います。

1. 【現状と課題、その対策取り組み内容】

1 制度の狭間にある課題の把握が難しいため、支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない人が少なからずいます。また社会的に孤立し、一人では解決できない生活課題を抱えていても誰にも相談できない人、自ら困りごとを発信できない人、一つの世帯でいくつもの生活課題を抱えているケースなどが増えています。そのため、支援機関のネットワーク化を図り、ひとりもとりこぼさない地域の実現に努めます。既存の相談窓口で「断らない相談」を実施する他、新たに「福祉なんでも相談窓口」(注4)を開設し、複雑・複合化した相談を受け、関係機関と連携して相談支援を行います。窓口まで来所が難しい人に対しては、メールやLINEでの相談を受け付ける他(匿名可)、地域の身近な場所(サロン等)に出向くなど、多様な生活スタイルに合わせた相談体制を構築します。また、民生児童委員と連携し、「福祉なんでも相談」を各地域の公共施設で行います。そして、必要に応じて多機関協働事業者(区)につなぎ、関係機関と連携を図り伴走支援(注5)を行います。

2 社会とのつながりが希薄なため、人と関わりのない孤立した人が年齢を問わず一定数います。ひきこもりや子ども、障がいを持つ人など、支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない世帯、また自ら困りごとを発信できない人などを把握し、支援を届ける必要があります。そのため、地域福祉コーディネーター(注6)が中心となり、積極的にアウトリーチを行い、また、子ども家庭スクールサポート委員会への出席等、教育関係機関との連携も強化し課題を抱える世帯を把握します。把握した世帯に対しては、時間をかけ丁寧に働きかけを行いながら、信頼関係を構築し、適切な支援を届けます。必要に応じて多機関協働事業者(区)につなぎ、長期的な伴走支援を行います。また、多様なニーズに対応するため、各種関係機関と連携し、新たな居場所、活動の場の整備を行い、社会資源の拡充を行います。

障がいのある人や家族からの来所や電話、訪問等で、日常生活を送る上での様々な悩みについての相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用援助等を行います。また、障害福祉サービスを利用するにあたって必要なサービス等利用計画についての相談及び作成の支援、入所施設や精神科病院等から退所・退院にあたって支援を必要とする方に対し、地域で生活していくための住まいの確保などを行っていきます。障がい者基幹相談支援センター(注1)では、地域の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の強化をしていきます。

1. 【現状と課題、その対策取り組み内容】

1 令和5(2023)年度より、区内11カ所の地域包括支援センター(注2)で、高齢・障がい分野の相談を一体的に受け付けています。しかし、これら新設された窓口と従来から実施している障がい者相談支援事業窓口との役割分担が明確になっていない状況にあります。また、関係機関同士で、従来からの障がい者の相談窓口についての役割について共通理解がとれていないことが課題となっています。日々の相談業務で連携を図っていくために、本人、家族、支援者(渋谷区障がい者福祉課、地域包括支援センター、重層的支援体制整備事業(注3)担当者、関連事業の地域福祉コーディネーター(注4)等)からの相談を、障がい者相談支援窓口(さわやか一む(注5)、はあとぴあ相談ステーション(注6)で引き続き、受けていきます。また、これら機関から入った相談内容を検証、関係者間で共有し、渋谷区障がい者福祉課や障がい者基幹相談支援センターへ情報提供し、**関係機関と連携強化を図ってまいります。**

2 令和4(2022)年度から、障がい者虐待に関する研修実施(受講)、年1回以上の虐待防止委員会開催および虐待防止等のための責任者の設置が義務化されました。虐待防止を推進するため、障がい者虐待研修を受講(実施)するとともに、年1回以上、事業所内で委員会を開催します。